

空き地の適正管理 について

空き地を放置すると雑草が伸びて害虫の発生や火災の原因にもなり、付近の人に迷惑をかけることとなります。

また、管理不十分な土地への不法投棄については、所有者自身で撤去をしていただくこととなります。

そうしたことにならないよう、自己が所有する空き地については、定期的な見回りや雑草の刈り取りをして適正な管理をしていただきますようお願いいたします。

なお、ご自身で刈り取りができない場合は、美濃加茂市シルバー人材センター（有料 電話 25-0710）にお尋ねください。

環境課 内線307

ごみの減量化を推進

マイ・バッグ・キャンペーン

10月は、ごみの減量化を推進するために、岐阜県下全域で「マイ・バッグ・キャンペーン」を実施します。

◇消費者の皆さま

- ・ 買い物には、買い物袋を持参し、レジ袋を辞退しましょう
- ・ 不要な包装を辞退し、商品の簡易包装を求めましょう
- ・ 商品を購入するときは、リサイクル製品を選びましょう

◇販売店の皆さま

- ・ レジでの声かけなどをして、買い物袋持参を働きかけましょう
- ・ 商品の簡易包装に努めましょう
- ・ リサイクル製品コーナーなどを設けて、積極的にリサイクル製品の販売に努めましょう
- ・ 店内放送、チラシなどにより、消費者の皆さんに買い物袋持参を呼びかけましょう

環境課 内線307

野外での焼却は、やめまじょう

ダイオキシン対策の一環として廃棄物の不適正処理を断つために、平成13年4月1日から野外での焼却行為が直罰制になりました。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2、第26条）

（例 外）

- ①廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
 - * 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により行う焼却
- ②他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
 - * 他の法令・・・森林病虫害等防除法、家畜伝染病予防法など
- ③公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないもの又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして政令で定めるもの
 - ア 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - イ 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - ウ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（どんど焼き、塔婆の供養焼却など）
 - エ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（農業者が行う稲わらの焼却、林業者が行う伐採した下枝の焼却など）
 - オ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（落ち葉たき、たき火）

※例外に該当しても、必要最小限にとどめ、できる限り焼却しないこと。

焼却する場合は

- ★時間、風向きなどを考え、付近に迷惑をかけないようにする。
- ★隣近所に一言声をかける。
- ★黒煙を発生させたり、焼却灰を飛散させないようにする。

※限りある資源の有効利用と地球環境の保全のため、資源になるものは資源回収に、資源にならない（再利用できない）ものは可燃物として指定された集積場所へ出してください。

※違反者は、罰せられます（第26条）。

環境課 内線304